

## 令和8年度松本市海外誘客プロモーション事業業務委託仕様書

### 1 業務名

令和8年度松本市海外誘客プロモーション事業業務

### 2 趣旨

本事業は、松本市外国人宿泊者数上位の台湾及びタイを中心に、特に冬季の来訪と、市内での周遊や宿泊を促し消費額を増加させるため、広告宣伝や旅行博出展等のプロモーションを実施するもの。

### 3 期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 4 業務内容

#### (1) 広告宣伝

台湾及びタイからの冬季誘客強化に向けた広告宣伝を実施すること。

ア 台湾及びタイ市場の特性や、松本市における旅行者の動向等を踏まえた最も訴求力のある手法で実施すること。

イ ターゲットは個人型（個人旅行パッケージ手配・個別手配（F I T））の旅行者とする。

ウ 台湾向けは中国語繁体字、タイ向けはタイ語で実施することとし、ネイティブライターもしくは同等の言語能力を要するライターを起用し、現地旅行者の視点に立った、自然かつ適切な表現とすること。

エ 市内での周遊及び宿泊を促すため、二次交通（バス、シェアサイクル等）の利用方法周知や、市街地及び山岳エリアのまだ知られていないコンテンツを含むコース設定等、実際に本市を訪れる際に参考となる情報を含めること。

オ ランディングページを作成する場合は、松本市公式観光サイト「松本旅のしらべ」サブサイト内に作成する。なお、モデルコースや特集記事を作成する場合は、事業終了後も継続掲載できるよう権利関係を整理すること。

➤ 松本旅のしらべ（繁体字）：<https://visitmatsumoto.com/zh-hant/>

➤ 松本旅のしらべ（タイ語）：<https://visitmatsumoto.com/th/>

カ 媒体はデジタルを基本とし、メディアミックス等による効果的なプロモーションを実施すること。

キ (2)旅行博出展と連動性を持たせること。

#### (2) 旅行博出展

台湾及びタイで開催される旅行博に出展するもの。

ア タイ出展予定旅行博

(ア) J N T O主催 第18回F I Tフェア (Visit Japan FIT Fair #17)

(イ) 日程 令和8年10月16日（金）～10月18日（日） 3日間

(ウ) 場所 タイ・バンコク サイアム・パラゴン5階（B T Sサイアム駅直結）

- (エ) 小間 1小間予定(横3m×奥行2m×高さ2.5m)
- (オ) 出展料 1小間あたり340,000円(予定)
- (カ) 長野県観光機構が出展する場合には、機構と連携して出展を行うこと。

イ 台湾出展予定旅行博

- (ア) 2026台北国際旅行博(2026 Taipei International Travel Fair)
- (イ) 日程 令和8年11月6日(金)～11月9日(月) 4日間
- (ウ) 場所 台北市・南港展覽館1号館
- (エ) 小間 日本ゾーン1小間予定(横3m×奥行3m×高さ2.5m)
- (オ) 出展料 1小間あたり509,500円(シェルブース)
- (カ) 11月9日(月)にセールスコール予定

セールス先は富裕層向け商品を扱う旅行会社3～5社程度をメインとし、アポイント等の手配を行うこと。

ウ 主催者の開催要項に沿い、出展にかかる各種調整や手続きを行うこと。

エ ブース出展料を期限までに支払うこと。

オ ブースデザイン、施工、物品調達、パンフレット輸送、管理運営等、出展に要する一切の業務を行うこと。

カ 当日は、松本市職員が2名参加するものとし、通訳兼ガイドを手配し、移動手段を確保すること。なお、松本市職員の旅費(航空運賃、現地交通費、宿泊費)は見込まなくて良い。

キ 台湾旅行博のみ、最終日にセールスコールを予定するため、通訳兼ガイドはセールスでの通訳も担うこと。


ク ブースの施工、管理運営、パンフレット配布、アンケート実施、現地の言語で観光案内対応のできる者を3名以上手配すること(上記通訳を含む)。なお、そのうち最低2名は松本市職員と意思疎通ができる日本語を解する者とする。

ケ 当日ブースに手配する上記クの3名に対して、会場までの交通費、宿泊費、日当を支払うこと。

コ ブーススタッフには事前に松本市の観光情報をレクチャーする場を設け、相応の案内ができるようにすること。

サ ブースデザインは令和7年度事業で作成したパネルを活用すること。

- (ア) タイ(サイドパネル無し)

<p>【背面メインパネル】 (布、吊り下げタイプ 棒、S字フックのセット)</p> <p>日本地図+松本市の位置、 冬の魅力訴求デザイン</p>	<p>W2.95m×H2.45m</p>	
--	----------------------	---

<p>【スタンドバナー】 (スタンドのセット)</p> <p>主要な空港、都市から松本へのアクセス情報</p>	<p>W0. 6m×H1. 6m</p>	
<p>【カウンタークロス】 SOUND s MATSUMOTO ロゴデザイン</p>	<p>W1m×D0. 5m×H0. 75m</p>	

(1) 台湾

<p>【背面メインパネル】 (布、押さえ縁にて布固定 業者手配が必要)</p> <p>日本地図+松本市の位置、 冬の魅力訴求デザイン</p>	<p>W2. 95m×H2. 45m</p>	
<p>【サイドパネル①】 (布、押さえ縁にて布固定 業者手配が必要)</p> <p>主要な空港、都市から松本へのアクセス情報</p>	<p>W2. 95m×H2. 45m</p>	
<p>【サイドパネル②】 (布、押さえ縁にて布固定 業者手配が必要)</p> <p>冬の松本城</p>	<p>W1. 98m×H1. 6m</p>	

- シ 来場者アンケートを実施すること。回答数は期間内で400件以上とし、デジタルアンケートが望ましい。なお、アンケートの結果は報告書へまとめ、ローデータも納品すること。
- ス ブースで配布するパンフレットについて、松本市で制作している総合版パンフレット（A4縦、16ページ）を500部印刷すること。印刷用のデータは発注者から提供する。
- セ 上記スの総合版パンフレットに加えて、松本市ブースへの興味関心を引き、実際の訪日計画に役立つチラシを制作し、1,000部以上印刷すること。松本市公式観光サイトへの二次元コードを掲載する等、一般消費者が松本市に興味を持った際の動線を作ること。
- ソ ブーススタッフは松本市の法被を着用する。なお、法被は使用後に受注者にてクリーニングし、はやめに発注者へ返送すること。
- タ 松本市から現地へパンフレット、法被、ブース装飾等を輸送する金額を含めること。
- チ 発注者において松本市内事業者への旅行博参加にかかる声かけを実施する。会場は官民一体となってプロモーションできる場とし、そのサポートを行うこと。なお、松本市内事業者の旅費等は見込まなくて良い。
- ツ 参加希望事業者が多い場合はブース内での時間割を作る等、ブース内が人で溢れない工夫をすること。
- テ 当該旅行博が延期となる場合には、発注者と協議のもと、同等の効果が見込める別の旅行博等出展に切り替える。

### (3) 商談会参加

JNTOが主催するVisit Japan Travel Mart 2025に参加するもの。

- ア 日程 令和8年9月24日（木）～26日（土）
- イ 場所 東京ビッグサイト（東京国際展示場）西1ホール
- ウ 3日間の参加費16万円を期日までに支払うこと。
- エ 英語通訳1名を3日間手配し、交通費、宿泊費、日当を支払うこと。
- オ 商談は松本市職員が実施し、職員の交通費、宿泊費、日当は見込まなくて良い。
- カ 海外バイヤーへ提供する英語、繁体字、タイ語の商談用資料は発注者より提供するため、内容を最新に更新すること。
- キ 商談に使用するパンフレット等は事前に会場へ輸送すること。
- ク 海外バイヤーへの手土産（30社程度分、単価400円程度）を用意すること。
- ケ 当該商談会が延期した場合には、年度内であれば延期した日程で参加するもの。

### (4) 共通事項

業務で作成する広告、ノベルティ、サイト等のすべてにおいて、松本市観光ブランディングロゴ「SOUND s MATSUMOTO」を活用すること。

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/76/162196.html>

## 5 業務報告書の提出

- (1) 報告書は紙での納品のほかに、電子データでも納品すること。
- (2) 報告書の提出を受け、検収に合格後、最終報告書の引渡しを受けるものとする。

## 6 委託料の支払い

委託料は一括払いとし、受注者は最終報告書を提出後、この委託料を請求すること。発注者は当該請求を受領後、30日以内に支払うものとする。

## 7 その他

- (1) 随時、発注者と協議するとともに、本仕様書に定めのない事項に関しては、発注者と受注者の協議によりこれを定めるものとする。
- (2) 受注者は、松本市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (3) 成果品の所有権、著作権、利用権は、本市に帰属するものとする。
- (4) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (5) 業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (6) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、本市と協議を行うこと。
- (7) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。

## 8 担当

担 当 松本市文化観光部観光ブランド課 市江

TEL 0263-34-8307

FAX 0263-34-3049

※組織改革または人事異動により担当者が変更になる場合があります。